

## 花巻市会社会福祉協議会ソーシャルメディア運用方針

### (趣旨)

第1 花巻市社会福祉協議会（以下「当会」という。）では、当会のイベント情報・活動内容の紹介を中心とした情報発信のため、ソーシャルメディアを活用した当会公式アカウントを開設します。

当会のソーシャルメディアページ（以下「当ページ」という）については、利用者に誤解や混乱が生じないように、下記の方針に従って運用することとします。

### (アカウント情報)

第2 運用するソーシャルメディア及びアカウントは、次のとおりとします。

#### (1) フェイスブック

アカウント名：花巻市社会福祉協議会

アクセスURL：<https://www.facebook.com/hanasyakyo>

### (運用管理者等)

第3 運用管理者、投稿者、運用に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

運用管理者：事務局長

投稿者：花巻市社会福祉協議会 地域福祉課職員及び運用管理者が定める部署の職員

問い合わせ先：花巻市社会福祉協議会 電話0198-24-7222

### (情報発信の目的)

第4 ソーシャルメディアの利点である即時性や拡散性等を活かし、情報発信を行うほか、事故、災害、停電等により当会ホームページが停止した場合の代替媒体として情報発信することを目的とします。

### (発信する情報の内容)

第5 発信する情報の内容は、次のものとします。

#### (1) イベント情報

#### (2) その他、地域福祉に関連する情報

### (対応時間等)

第6 投稿は、原則として、土日祝日を除く平日の執務時間内において不定期に行うものとします。ただし、必要に応じてこれ以外の時間に投稿を行う場合があります。

### (コメント等投稿)

第7 当ページへのコメント等を行うにあたり、下記の事項に該当する内容の投稿を禁止します。禁止行為を行った、又は行う恐れがあると運用管理者が判断した場合は、予告なく投稿の全部又は一部を削除し、利用制限等を行う場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など当会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(コメント等に対する返信)

第8 当会が投稿した内容に対するコメント等については、原則として個人に返信いたしません。返信が必要な質問や意見については、当会ホームページ上のメール送信フォームをご利用ください。

投稿内容の錯誤や誤字脱字等にかかる指摘に対しては状況に応じて適切に対応するものとしします。

(知的財産権)

第9 当ページに掲載している情報（文章、画像等）に関する知的財産権（著作権等全ての権利）は当会に帰属します。

当ページの内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた行為を除き、無断で転載等を行うことはできません。

ただし、以下については、この限りではありません。

- (1) フェイスブックページ上での「シェア」
- (2) インターフェースが連携している他メディアへの情報の同期等

(個人情報の取り扱いについて)

第10 当ページの運用により取得した個人情報については、当会個人情報保護規定に基づき取り扱うこととします。

(免責事項)

第11 当会が運用するソーシャルメディアの免責事項については、次のとおりとします。

(1) 掲載する情報については細心の注意を払うこととしますが、事業の中止や変更など、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、投稿の正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。

(2) 当ページの利用にあたって発生した直接的、間接的な損失やトラブル等について、当会は一切責任を負わないものとします。

(3) 当ページの運用方針及び内容は、適宜見直すものとします。

(4) ソーシャルメディアの利用方法など技術的なご質問等について、当会は一切お答えすることができません。

(成りすまし等の対応)

第12 当会の成りすましを発見した場合は、ソーシャルメディア管理者へ連絡するとともに、当会ホームページなどにおいて、成りすましアカウントが存在する旨を告知し、注意喚起を行います。

(適用)

第13 この運用方針は、平成27年 9月 1日から適用します。

(その他)

第14 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、運用管理者が別に定めることとします。